

2020 年 6 月 No.87

フィリピン

新型コロナウイルス禍における会社法関連手続対応

(SEC 提出書類の期限猶予、取締役会・株主総会のリモート開催)

フィリピンでは、新型コロナウイルスの感染拡大により、3月中旬よりマニラ首都圏を含むルソン全域に「強化されたコミュニティ隔離措置」が適用され、原則的なオフィス閉鎖、公共交通機関の運休、外出禁止等の措置が開始された。日系企業が拠点を置くルソン外の主要な地域においても、概ね同時期より同種の措置がとられ、また、やはり同時期より外国人の入国も原則として禁止されるに至った。本稿執筆時点ではそれから約2か月半が経過したところであるが、これらの施策によって感染拡大が一定の範囲に収まりつつあるとの政府判断の下、地域によって内容に差はあるものの、コミュニティ隔離措置は総じて徐々に緩和されている状況にある。例えばマニラ首都圏では、6月1日から従前よりも緩和された内容の「一般コミュニティ隔離措置」が適用されており、リモートワークを組み合わせた上でのオフィス再開、公共交通機関の一部再開、一定の制限下での外出制限の解除等が認められ、経済活動が徐々に再開されつつある。新型コロナウイルス禍による種々の影響に対応するための法令その他当局によるルールの策定も多くなされているところ、本稿では、これからオフィスを再開する日系企業において関心が比較的高いと思われる、会社法上の諸手続に関連するもの、具体的には、SEC 提出書類に係る期限の猶予、及び取締役会・株主総会のリモート開催に関するルールの概要について紹介する。

1. SEC 提出書類の期限猶予

フィリピン会社法上、会社は、各事業年度終了後、証券取引委員会（SEC）の指定する期間内に、監査済みの（監査免除会社にあつては財務役又は CFO の認証済みの）計算書類及び General Information Sheet（GIS）とよばれる一定の会社情報を記載した書面を SEC に提出しなければならない。この SEC による期間の指定は毎年 SEC の回状によって行われており、概ね、(i)計算書類は事業年度終了後 120 日以内、(ii)GIS の提出は定時株主総会終了後 30 日以内とされるのが慣例的な取扱いである。直近では 2020 年 1 月 21 日付の回状で上記と同内容の期間指定がなされていたが、新型コロナウイルス禍を受けた上記コミュニティ隔離措置による監査その他事務処理に生じる影響に鑑み、複数の SEC の回状及び通知によって大要以下のとおり各種書類の提出期間が延長されている（非上場の会社の場合）。

計算書類の提出

- 2019 年 11 月末、12 月末に事業年度が終了した会社：SEC 登録番号の末尾の数字に応じ、2020 年 6 月 29 日～8 月 7 日までの指定された期間
- 2020 年 1 月末、2 月末、3 月末に事業年度が終了した会社：当初の提出期限を 60 日延長（つまり事業年度の終了から 180 日以内）
- 2020 年 4 月末に事業年度が終了した会社：当初の提出期限を 45 日延長（つまり事業年度の終了から 165 日以内）
- 現時点では、所定の方式でのクーリエ・郵送によるハードコピーの提出のみ可

GIS の提出

- 電子メールによる暫定的提出：当初の指定どおり、年次株主総会の終了から 30 日以内
- その後のハードコピーの提出：コミュニティ隔離措置の終了から 30 日以内

2. 取締役会・株主総会のリモート開催

フィリピンにおいても、今般のコミュニティ隔離措置や入国制限により、取締役会・株主総会の開催に苦慮した会社は少なくないものと思われる。コミュニティ隔離措置や入国制限は今後緩和されていくことが予想されるものの、今般の新型コロナウイルス禍を受けた社会における意識の変化等も踏まえると、今後も、取締役会・株主総会を含む種々の会議を、出席者が一堂に会する方法以外の方法で行うことのニーズは継続しうる。

フィリピン会社法上、取締役会、株主総会のいずれについても書面決議の概念がなく、出席すべき者が一堂に会することができない、あるいは適切でない状況にあつては、株主総会における代理出席を除くと、電話会議やビデオ会議等の方式での開催（リモート開催）を検討することになる。フィリピン会社法上、取締役会・株主総会ともにリモート開催は可能とされているが、株主総会については、リモート開催について(i)付属定款に定めがあること、又は取締役会における過半数の承認があることが必要で、(ii)さらに SEC がリモート開催に関する細則を定めることになっている。コミュニティ隔離措置が開始する直前のタイミングである 3 月 12 日に、かかる SEC の細則に相当するガイドライン（SEC 回状 2020 年 6 号）が制定されているところ、簡潔にリモート開催に関連する部分の概要を紹介する。以下のとおり、当該回状の内容には、株主総会のみならず取締役会のリモート開催も含まれている。

取締役会のリモート開催に関するガイドライン

- 取締役は、ビデオ会議、電話会議等のリモート方式により、取締役会に出席することができる（注：個々の取締役の側から、リモート方式による出席を求めることができる。）。取締役がリモート方式による出席を希望する場合、議長及び秘書役に対し事前にその旨を通知する。招集通知には、取締役はリモート方式により出席できる旨を記載する。
- 会議の冒頭に、各出席者は、氏名、役職、出席場所、他の出席者の音声・映像をクリアに認識できる旨、招集通知を受領している旨、及び使用デバイス（スマートフォン、タブレット、ラップトップ、デスクトップ、テレビ等）を明らかにする。
- リモート方式による出席者の投票は、議長及び秘書役に対する電子メール、メッセージ等によることも可能。
- 秘書役は、(i)リモート方式による取締役会開催に必要な環境（十分なインターネット環境等）を確保すること、(ii)会議においては出席者が互いに音声・映像をクリアに認識でき、通信が中断しないようにすること、(iii)会議内容について所要の記録を作成・保存すること、(iv)リモート方式により出席した取締役に対し、実務上可能なタイミングで議事録に署名するよう要請すること、等について責任を負う。

株主総会のリモート開催に関するガイドライン

- 株主は、付属定款における規定、又は個々の株主総会について取締役会による過半数の承認がある場合、ビデオ会議、電話会議等のリモート方式により、株主総会に出席することができる。株主がリモート方式による出席を希望する場合、議長及び秘書役に対し事前にその旨を通知する。リモート方式による開催がなされる場合には、招集通知にその旨その他関連する事項を記載する。
- 会社は、株主総会のリモート開催に関する内部手続を定めなければならない（注：必ずしも付属定款で定める必要はなく、他の内部規則の形式でもよい。）。かかる内部手続において定め得る事項には、(i)株主及び議決権を有する株主の確認方法、(ii)株主が議事に参加することを確保するための方策、(iii)株主による投票を可能とするための方策、(iv)議事の記録手続、等が含まれる。
- 秘書役は、会議内容に関する所要の記録を保存すること等について責任を負う。

なお、株主総会のリモート開催は、2019年2月に全面的に改正された現行会社法で初めて認められたものであるところ（それまでは、取締役会のリモート開催は可、株主総会のそれは不可であった。）、SECの細則が制定された後に、その内容を踏まえて、株主総会のリモート開催を可能とするための付属定款の変更を行うことを検討していた（それまでは「様子見」としていた）会社は多いと思われる。上記のとおり SEC の細則が制定されたことを受けて、このタイミングで付属定款に所要の変更を行うことも、検討に値する。

[執筆者]



坂下 大 (Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP)

yutaka_sakashita@noandt.com

2007年に長島・大野・常松法律事務所に入所し、クロスボーダー案件を含む多業種にわたるM&A、事業再生案件等に従事。2015年よりシンガポールを拠点とし、アジア各国におけるM&Aその他種々の企業法務に関するアドバイスをを行っている。

慶應義塾大学法学部法律学科卒業、Duke University, The Fuqua School of Business 卒業 (MBA)。日本及び米国カリフォルニア州の弁護士資格を有する。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約500名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

[当事務所の海外業務に関する詳細はこちら](#)

NO&T Asia Legal Update 〜アジア最新法律情報〜の配信登録を希望される場合には、

<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-asia@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承ください。